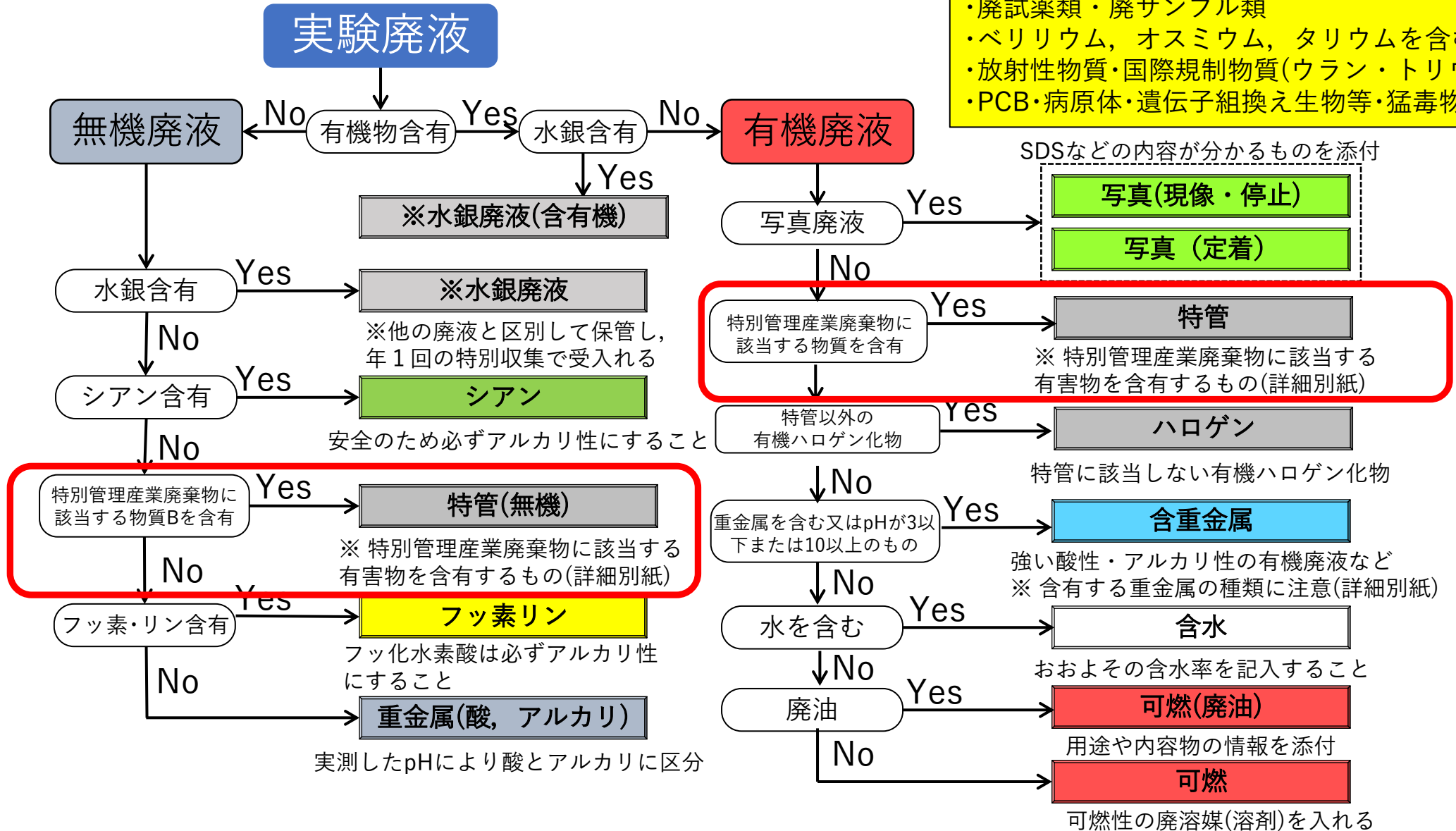


# 廃液分類フローチャート(2025年度版)



次のものを含む廃液・廃棄物は受入できません

- ・廃試薬類・廃サンプル類
- ・ベリリウム, オスミウム, タリウムを含む物質
- ・放射性物質・国際規制物質(ウラン・トリウム等)
- ・PCB・病原体・遺伝子組換え生物等・猛毒物質等

SDSなどの内容が分かるものを添付

写真(現像・停止)  
写真(定着)

特管  
※ 特別管理産業廃棄物に該当する有害物を含有するもの(詳細別紙)

ハロゲン  
特管に該当しない有機ハロゲン化物

含重金属  
強い酸性・アルカリ性の有機廃液など  
※ 含有する重金属の種類に注意(詳細別紙)

含水  
おおよその含水率を記入すること

可燃(廃油)  
用途や内容物の情報を添付

可燃  
可燃性の廃溶媒(溶剤)を入れる

分類に迷ったり, 間違えて混ぜてしまったら, 環境安全推進センターへ(ex. 6969)

## 廃液分類に関する注意点(2023年9月現在)

実験廃液の処理業者が変更したことに伴い、廃液の分類に関する注意点を一部変更します。(今後さらに変更がある場合には再度ご連絡します。)

・ 別紙の物質A (特別管理産業廃棄物に該当する物質) を含む廃液を、新たに「特管」として区分します。(濃度の基準が厳しいため、洗浄液もこの区分の容器に入れてください。)

・ 「特管」、「ハロゲン」、「含重金属」で、別紙の物質Bを含むものについては、必ず含有量を明記してください。

・ クロロホルムやジメチルスルホキシドなどは従来通り「ハロゲン」へ入れてください。その他の区分についても、従来通りです。

※ 「特管」は容器ごと焼却処理されますので、容器は返却されません。

## 特別管理産業廃棄物に該当する物質（物質A）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| トリクロロエチレン       | テトラクロロエチレン     |
| ジクロロメタン         | 四塩化炭素          |
| 1,2-ジクロロエタン     | 1,1-ジクロロエチレン   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 1,2-ジクロロプロペン   |
| ベンゼン            | 1,4-ジオキサン      |

## 含有する場合に量を明記する物質（物質B）

|               |             |
|---------------|-------------|
| カドミウムまたはその化合物 | 鉛またはその化合物   |
| 六価クロム化合物      | ひ素またはその化合物  |
| シアンまたはその化合物   | セレンまたはその化合物 |